



特集

儲かる農業を目指して

このえ安達農園

安達 誠

有機JAS規格 収穫後の管理

有機JASについてのQ&A

おおいた有機農産物東京商談会報告

有機きのこ検査員特別研修会の報告

検査員実地研修会の報告

認証事業者の状況



儲かる農業を目指して

このえ安達農園 安達 誠

重町がブルーベリーの栽培を推奨している関係からタイミング的にこれだと感じ、すぐに就農することに決めました。

農業といえば、華やかでもなく、住んでいる九重町の中でも、若い人が進んで就農している産業ではないイメージでした。このことから、産業人口が少なく、注目度が低い農業が、今後変わっていく、これからは大切な産業となり、成長産業に変わると勝手にポジティブな考えにすり替えました。

農業の未来にチャンスを見て家族農業をスタートしました。

*いいモノ（野菜・果物）づくりより、お客様の欲しいモノづくりをする。

いいモノを作るのは当たり前、そうではなくお客様が欲しいモノの多様性を網羅できるようになることを目指すことにしました。

②GAP認証と有機JAS認証の取得

*GAP認証は農家の道具として利用し、有機JAS認証は強み（武器）として利用する。

ブルーベリーの栽培で、お客様の要望を承るには、ハード面（圃場の整備）とソフト面（栽培管理等）の両面が必要です。特にソフト面（栽培管理、出荷管理）はお客様との契約において重要です。その資料として、GAP認証を提示できるのはかなりのアドバンテージです。GAP認証はそれなりの費用が掛かります。認証を取得するのが目標ではなく、どう活用するかが大事だと思います。

有機JAS認証は農業の武器です。私は4年ほど前に先輩社長に『これからの農業は有機だ、アドバンテージを持つこ

農業スタート

私が、農業を始めたのは今から約10年前になります。子供に障がいがある為、子供を含めた家族みんなで何か仕事として出来ることはないか考えていました。

そのなかで、両親が兼業農家で、また、九

方向性を見出す

農業を始めて先ずは今後の方向性を考えました。新規就農としての強みは何か、他の人との区別化をどうするかなどです。

私は、県の農業塾等の学習会や商談会に参加のバイヤーの人達の話の聴き大きく二つのポイントに絞りました。

①今までと違う視点を持つこと

とで強みになる。』と助言を頂き、すぐに実践し、取得しました。有機の商品を持つことで新たな販路（お客様）を広げることが出来ました。また、今までとは違う地域性や地域環境など含めた新たな戦略を考えることが出来、益々広がりを持つてると考えました。

今、現在進行形農業 （スマートではなく人に頼る農業）

新たなことへのチャレンジ

これからの有機農業を成功させるには、広く情報を発信してゆき、大きく取り扱う事が大事ではないかと思えます。個々ではなく、団体（チーム）での販売促進です。もちろん、他の産地ではすでに実績がありますが、大分ではこれからのスタートです。大消費地でのアプローチを的確に行えば、まだまだこれからの需要も見込めると考えられます。

また、有機農業は、地域環境や自然へ配慮した今からの農業だと思えます。これから10年、その先に向けて、地域（田舎）保存の役割は大きいと考えます。耕地や河川の環境を守ることは農業分野では事業継承の大きな要因であり、地球環境の保全にも寄与するも

のと思えます。

大きな目標になりますが、とくに今の時代、大事なキーワードとして利用できるのではないかと思います。

もう一つ、新たなチャレンジとしてGAPを活用し農福連携を始めました。

GAPを活用することで、有機農業が農福連携を行う上でとても実践しやすいことに気が付きました。作業を行う上で危険な農薬にふれることがないので安全に作業できること。

この事はすごく重要なことで作業を委託して行ってもらうときに、安全への確認事項がかなり少なくなりました。

また、GAP（指示書、手順書など）を活用して福祉施設の利用者に作業手順を確認してもらい、安全や衛生面などのマニュアルを利用し、わかりにくい点は写真や図などを使い委託作業資料を作成しました。

GAPで一番重要なのは、リスクの評価とその対策です。もちろん、農園作業に関わるすべての人にGAPを遵守して貰わなければなりません。その点においてもこの農福連携を行うことで再度良い見直しができ、また有機農業を行うことで、作業する人たちの安全、その農産物（ブルーベリー）を食べていただ

く人たちの安全へのクオリティが高められたと思えます。

今は、摘み取りや選別作業のみの委託ですが、今後は少しずつ作業の種類を増やしていきたいと考えています。

未来に向けて（夢II目標）

農業塾で、ある社長が『点で事業をしてはだめだ、面で行う事が大事。その事を考えて事業をしない。』と話してくれました。この言葉を忘れずに、今後もいろいろな事にチャレンジをしていきたいと思えます。

安心安全は当たり前、その先の農業を目指していきたいと思えます。

今後は、色々な形（お客さまのニーズ）に対応できるブルーベリーのデパートを目指して、儲かる農業へと向かっていきたいです。



有機JAS規格 収穫後の管理

有機JAS規格第4条では、収穫、輸送、選別、調整、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理として、農産物の収穫から出荷に至るまでの基準が定められています。

〈基準の概要〉

- ① 有機農産物以外の農産物が混合しないよう管理されていること。
- ② 有害動植物の防除は別表2の農薬又は別表4の薬剤のみ、農産物の品質の保持改善に使用する資材は別表5の調整用等資材のみ使用可能。
- ③ 放射線照射が行われていないこと。
- ④ 農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤に汚染されないよう管理されていること。

収穫後の管理におけるポイントは、非有機農産物の混合防止と使用禁止資材による汚染防止です。現状の有機農産物の生産から収穫、出荷に至るまでの工程を確認し、それらすべての工程が前記の内容を充足できているかを検討します。特に非有機の農産物

を平行して生産している場合は注意が必要です。

〈主な検討事項とその対策〉

1 非有機農産物の取り違えの防止対策

- ・ 収穫コンテナ等を色分けする。
- ・ 収穫の時期を調整し、同じ作物で同じ日に非有機の収穫をしない。
- ・ また、同一日での作業がある場合は、時間帯を区分する。
- ・ 同一作業場内で有機以外のものを持ち込まない。
- ・ 包装作業では、有機と非有機を区別して実施できるような十分な広さを確保する。
- ・ 一時保管では、有機専用スペースを設ける。これが難しい場合は、コンテナ等に明確に有機の表示を行う。

2 非有機農産物の混合の防止対策

- ・ コンバインなど収穫機械は、収穫作業前に清掃又は洗浄する。
- ・ 収穫後に使用する機械類も使用前に清掃又は洗浄する。
- ・ 調製の機械は、全ての部分が掃除可能

- ・ な構造になっているか確認する。できないところがあるとしたら、非有機の農産物が混合しないようにする手立ではあるのか検討する。(例：はじめの何kgかは、有機として出荷しないで別にするなど)
- ・ 穀類などの貯蔵を長期に行う場合、有機専用のタンクなど、他と混じらない設備や施設を確保する。
- ・ 緩衝地帯で栽培され、有機として出荷しないものについて、有機農産物に混入しないような管理をする。
- ・ 転換期間中のものと有機も別々に取り扱う。



農産物の集出荷、調整作業場

3 薬剤汚染の防止対策

- ・ 農産物を水洗いする場合には、清浄な水で実施できるような水質について注意する。非有機の農産物で使用した水は有機では使用しない。
- ・ 農産物の水洗い用に井戸水を使用する場合、水の殺菌目的で、殺菌剤（次亜塩素酸ソーダ）を使用することは可能であるが、この目的は、水道のような「飲用適」にするための処置としての使用であり、過度に殺菌剤を使用することは認められない。井戸水を使用する場合、水質検査の実施を定期的に行うことが望ましい。
- ・ 調製に使用する切断用具を専用にするか又は、使用前の洗浄を徹底する。
- ・ 機械類の水洗いの方法は特に定められていないので、洗剤などの使用も可能であるが、使用後はよく水ですすいで、洗浄剤による薬剤汚染がないように気をつける。
- ・ 保管場所で、エアゾールなどの殺虫剤や殺鼠剤（ねずみ用の毒餌）を使用しない。また、燻蒸も行わない。
- ・ 作業場所も前記のような薬品による

農産物の汚染から守るようにする。

- ・ 出荷作業場所の周囲に、化学肥料の袋を無造作に置かないようにする。
 - ・ 調製用資材を使用する場合、予定された（認められた）もののみを使用する。
 - ・ 放射線照射は行わない。
- また、共選場など、外部に委託する場合も委託先に前記のような管理の徹底を求める必要があります。

〈その他収穫から出荷までの基準〉

- ・ 一般に葉物の包装等に使用されるボードン処理の袋は、食品衛生法で認められているものは使用可能。
- ・ 人の保健のための防除用医薬部外品については、農産物への混入をできる限り防止した上で使用可能。

有機JAS規格では、生産から出荷までの各工程が生産行程管理の範疇となります。従いまして、生産に係る生産行程管理記録と同様に、収穫後の管理記録も必要となってきます。

有機JASについてQ&A

有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A（令和3年10月）より抜粋。

今回は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の相談事例の中から抜粋したのもも掲載しています。

有機加工食品関連

（問22-12）有機加工食品の製造において、有機加工食品を原材料として使用する場合、どのようなことを考慮すればいいのですか。

（答）有機加工食品を製造するにあたっては、①有機加工食品の定義を満たすとともに、②原材料の使用重量割合として、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物を少なくとも95%以上使用することが必要です。このことから、自社で製造する場合でも、他社から購入する場合であっても、原料として配合する加工食品の原材料（有機農産物、有機畜産物）を考慮し、使用割合を算出する必要がありますので、購入先から配

割合を入手し、算出する必要があります。なお、割合が入手困難な場合は、有機原料の重量の割合を一律 95% で計算し、有機加工食品の定義を満たすことが必要です。

有機農産物関連

(問) 木酢液は、有機農産物の生産に使用できますか。

(答) 木酢液は、「有機農産物の日本農林規格」別表1「肥料及び土壌改良材」の「その他の肥料及び土壌改良資材」に該当することかどうかを検討し、使用の可否を判断することになります。しかしながら、別表2「農薬」には掲載されていないため、農薬として使用することはできません。

(問) 有機認証ほ場において、

①雑草予防等のために、稲わら又はもみ殻をマルチの効果の目的として使用する場合(腐植後はほ場にすき込む)、稲わら又はもみ殻は、有機認証ほ場で栽培された稲由来である必要がありますか。

②また、稲わら又はもみ殻を最初から土壌

改良目的でほ場に散布・すき込む場合はどうですか。

(答)

① 稲わら又はもみ殻をマルチの効果を目的として使用する場合は、有機農産物の生産の方法についての基準の「一般管理」として判断することになりますので、使用禁止資材が添加されていないことが確認されれば、慣行栽培の稲由来の稲わらやもみ殻も使用できます。

② 腐植後のすき込み及び土壌改良目的での散布・すき込みについては、「ほ場における肥培管理」に該当し、当該ほ場において生産された農産物の残渣に由来する堆肥等を利用した方法によっては生産力の維持増進を図ることが困難な場合は、「有機農産物の日本農林規格」別表1の資材の利用が可能となっています。稲わら及びもみ殻は「植物及びその残さ由来の資材」に該当しますので、慣行栽培の稲由来のものでも使用できます。

おいいた有機農産物東京商談会報告

令和3年11月26日、大分県農林水産部の事業である「おいいた有機農産物東京商談会」が東京都千代田区大手町の Lab future にて開催されました。

本事業は大分県産の有機農産物等の販売を促進することを目的としており、県内からは有機農産物等生産者11社、東京都内からは飲食業者16社の参加がありました。商談会は二部構成となっており、第一部では試食会が催されました。県内参加者が事前に提供しておいた食材を使用した、(株)Maestranza 比嘉シェフが調理、構成した高級弁当が試食メニューとして商談会参加者に提供されました。

試食メニューは写真のように各生産者の食材ごとに仕切られており、比嘉シェフ



試食メニュー



試食会の様子



生産者による自社取組の説明

フによりそれぞれの食材についての説明がなされました。その冒頭、大分県産食材のクオリティーに関して、高い評価の発言も頂きました。

その後、県内より参加の各生産者による自社の取組等について説明がなされました。

第二部では面談式の個別ブース商談会が企画され、参加者

ごとの個別ブースに多くの飲食業者が訪れ、活発な意見交換や商談がなされていました。

いずれのブースにおいても概ね好感触が得られており、具体的・個別的な契約等については飲食業者より生産者へ直接連絡が入るようになっていきます。

全般的には、有機野菜にあつては東京都内で取引されているものにも引けを取らな

い品質の高さを評価され、また、有機甘酒、椎茸ペーストも好評を得ていました。



商談会の様子

商談会においては、東京大田市場の青果物専門の仲卸業者との商談も設定されており、物流についても実質的な意見交換が行われました。

九州に位置する大分県からの商流に関しては、最も課題となるのが物流システムの構築であり、物流システムの新規開拓は非常に難しいため



農協など、すでに体制として成り立っているシステムに便乗させてもらうのが現実であるともアドバイス頂きました。さらに、全農・農協に交渉して、東京大田市場まで荷が届けば、そこから先(スーパー等へ)は責任もって卸すとも建設・協業的な意見も提示されました。

今回の商談会を通して、県内参加者は都内の飲食店から好感触を得たことで自分たちの農産物・商品について自信を得た様子でした。また、今般契約に至らなかつたとしても、これを足がかりに中央市場にて販路拡大を目指そうとする意欲が感じられました。

特に葉菜類の味・品質については、都内で十分に競合できるだけの水準にあることが確認でき、今後の県域出荷体制の構築に向けて、物流体制の整備に努める必要がありますとの認識共有が図れたものと思われま

(写真・情報提供
大分県農林水産部地域農業振興課安全農業班)



農産物・商品陳列の様子

有機きのこ検査員特別研修会の報告

当研究会では、有機JAS認証制度に基づく有機農産物及び有機加工食品に加えて有機きのこに係る認証業務も従前より行っています。

昨今の有機きのこの需要動向にあつては、原木栽培シイタケはもとより菌床栽培キクラゲが増加傾向にあります。2020年9月、菌床栽培有機きのこ生産販売大手企業の新聞広告等にてその傾向は増長されたものと認識しています。そして、当研究会においても菌床栽培きのこに係る有機JAS認証の申請が少しずつではありますが増えてきています。

そこで、当研究会では今後増大するであろう当該認証の検査業務の円滑な遂行を目的として、昨年8月に有機きのこ検査員を対象とした有機きのこ検査員特別研修会を実施いたしました。

特別研修会は、まず机上にて有機きのこに係る基準等の再認識を行い、後日、有機きのこ認証事業者様のご協力を頂き、現地における実地研修会を開催しました。経験豊富な有機きのこ検査員の指導の下、各検

査員が菌床の製造現場からきのこの発生現場まで、一連の検査手順を確認し、検査のポイントや確認すべき内容等について認識を共有・習得しました。

菌床栽培きのこの検査は、原木栽培きのこの検査に比べて確認すべき事項が多く、特別研修会の実施は大いに意義あるものとなりました。

ご協力いただきました認証事業者様にはお忙しい中、ご対応いただきまして深く感謝申し上げます。



検査員実地研修会の報告

現在、当研究会には 11 名の検査員が在籍しており、有機 JAS 認証制度に係る検査業務を行っています。また、認証に係る判定業務としては 5 名(検査員兼務)の判定委員が担っています。

有機 JAS 認証制度の適正な運用を図るため、当研究会では検査員を対象とした研修会を年 3 回開催しており、検査員の資質向上、認識の共有、関連法規の適正運用等に努めています。

通常、研修会は机上で開催されますが実地検査における現地での検査員間の目合わせを目的として、昨年 12 月 2 日、有機農産物認証事業者様のご協力を頂き、現地における実地研修会を開催いたしました。

現地検査における手順に従い、開始会議、書類審査、生産に係る施設の検査、ほ場検査、周辺状況の確認等々、一連の流れに沿って指導検査員の説明を交えながらの検査状況を検査員全員で確認し合いました。

実際、実地検査の現場では検査員間で検査・確認の方法や認識の違い等があったことは否めません。出席した検査員からは「そ

のような問題が解消された」、「検査のポイントが再認識できた」などの声が多く聞かれました。実地研修において一定の成果があったことが確認できました。



当研究会とし

ましては、今後もこのような研修会を通じて検査員の能力向上に努め、農水省登録認証機関として適正な有機 JAS 認証制度の運用を図っていきたいと思っております。

ご協力いただきました事業者様にはお忙しい中、ご対応いただきまして深く感謝申し上げます。

現在の検査員、判定委員は次表に示す通りです。

検査員リスト	
鎗水 道雄 (判定委員)	太田 茂弘 (判定委員)
諫山 二郎 (判定委員)	古長 篤巳 (判定委員)
森岡 雄平	深瀬 隆治
鹿野 翔	増田 一之
山崎 誠	芹川 一敏
河野 頼通 (判定委員)	

検査員総数 11 名

<内訳>

有機農産物検査員 9 名、有機加工食品検査員 4 名

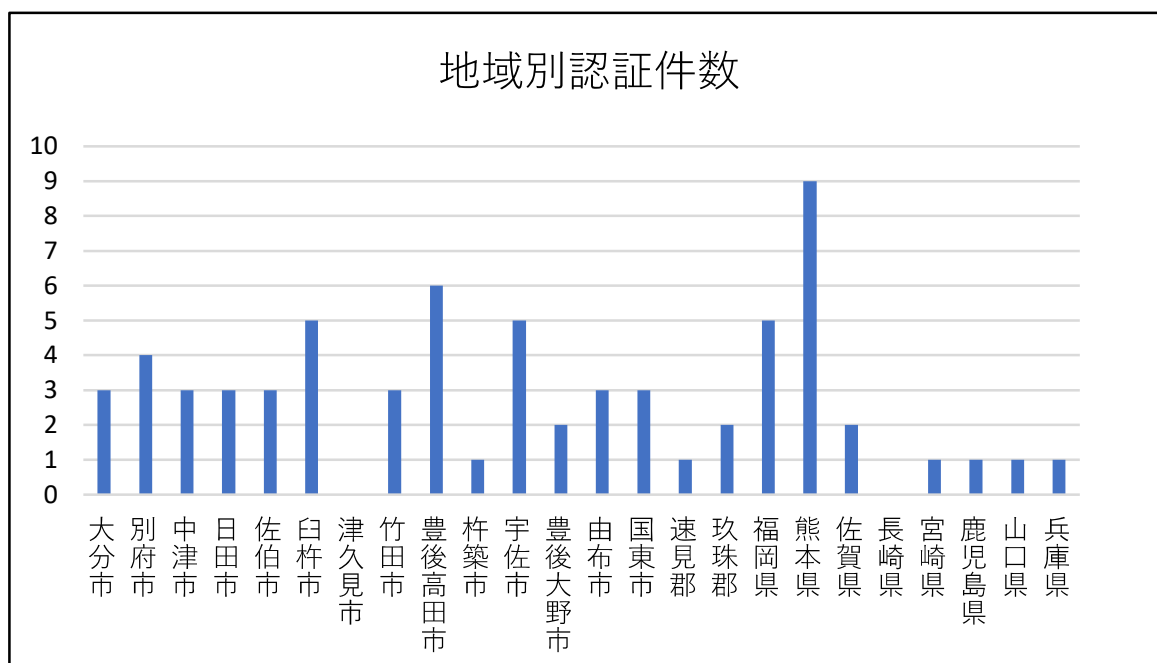
有機きのこ検査員 5 名 (認証区分における兼任検査員重複)

認証事業者の状況

当研究会で認証を取得している有機 JAS 認証事業者の状況は次の通りです。


2022 年 1 月 31 日現在

有機農産物生産行程管理者	52 件 (内きのこ 11 件)
有機加工食品生産行程管理者	25 件 (内きのこ 10 件)
小分け業者 (農産物)	3 件
小分け業者 (加工食品)	6 件
延べ認証事業者数 (重複認証含む)	86 件
実質認証事業者数 (重複認証含まず)	67 件



おおいた有機農業研究会 スタッフ

事務局長 河野 頼通

事務局員 後藤 真由美 

食と農おおいた No.132 NOV.2021

【発行】 N P O 法人おおいた有機農業研究会

【T e l】 097-567-2613

【F a x】 097-567-2614

【M a i l】 oitayuki@po.d-b.ne.jp

【H P】 <https://oitayuki.com/>



有機肥料のことなら何でもご相談ください。
土壌検査・施肥設計も致します。

(有)江島

大分県中津市山国町中摩

電話 0979-62-3178

FAX 0979-62-2927